



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町 1-3-29MR R デルタビル 3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

「人生の最終段階における医療・介護」等を議論

～厚生労働省

厚生労働省は5月18日、第3回の「令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会」を開催した。テーマは「人生の最終段階における医療・介護」と「訪問看護」。いずれも現状と主な課題の説明の後、以下のような検討の視点が示された。

まず「人生の最終段階における医療・介護」では、▽本人の意思に基づく医療・介護の提供(患者の家族等や医療・介護従事者における情報の共有のあり方)、▽緩和ケアの提供(あらゆる場面で充実した緩和ケアを提供するための医療と介護の連携のあり方や役割等。疾病を問わず、緩和ケアを提供するための取り組み。薬剤の質の確保と医療安全、円滑な供給の観点からの医療機関・薬局・介護施設等の連携)、▽本人が望む場所での看取りの提供、など。意見交換では、緩和ケアについて「非がんの緩和ケアが重要と考える」「特別養護老人ホームの入居者は末期がんについて訪問診療が認められているが、対象疾患の拡大や薬剤師による薬剤管理について検討するべき」などの意見が出た。またACPについて、「日本の文化、風習、宗教、哲学等を踏まえた日本版ACPを研究していく必要がある」という声も上がった。

続いて「訪問看護」では、▽介護保険と医療保険の訪問看護の対象者(医療技術の進歩等で新たに在宅医療が可能となった利用者という観点から対象者をどのように考えるか。訪問看護ステーションと介護支援専門員との連携)、▽介護保険と医療保険の訪問看護に関する制度上の差異(共通する内容と差異のある内容をどのように考えるか)などが、検討の視点として提示された。意見交換では、「安定した24時間のサービス提供体制の構築が急務であり、事業所の規模拡大、複数の小規模事業所の連携、医療提供施設との連携、ICTの活用が重要」などの意見が出た。

同意見交換会は、3回目の今回をもって終了となった。

総合事業の課題解決に寄与するハンドブック策定

～厚生労働省

厚生労働省は5月15日、「支援パッケージ(地域づくり支援ハンドブック Vol.1)について」を自治体に事務連絡した(介護保険最新情報 Vol.1152)。

策定された支援ハンドブックは、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施に課題を抱える市町村を支援するべく、地域包括ケアを進める際に生じるさまざまな課題を解決するための実施方法やポイントについて取りまとめたもの。主な内容は、▽市町村の地域づくりの軸となる本質的な視点や、支援者がもつべき視点などをまとめた「総論」、▽総合事業の現状・進捗を振り返り、本質的な見直しにつなげるためのプロセスを紹介した「総合事業の見直しプロセス」、▽多くの市町村で課題にあがる、通いの場や地域ケア会議など5つのテーマの解決手法などを説明する「各論」——の3本立て。都道府県・地方厚生(支)局には市町村に対し(伴走的)支援を行う際の対話ツールとして、また市町村には介護予防・日常生活支援総合事業の理解を深めつつ施策の企画・立案を進めるための参考ツールとして、積極的な活用を呼びかけている。

ICT活用や人材紹介会社の規制を提言

～財務省

財務省は5月11日、財政制度等審議会財政制度分科会を開催し、「全世代型社会保障」に向けた改革について議論した。

介護分野では、①ICT機器の活用による人員配置の効率化、②協働化・大規模化による多様な人員配置、③給付の効率化(介護報酬改定、利用者負担、給付範囲の見直し)——を3年に一度の制度見直しで着実に進める必要があると、これまでと同様の提言を改めて行っている。①については、労働人口に限りがあるなかで必要な介護サービスを確保するには、ICT機器活用を通じた業務負担の軽減や、データに基づいた介護サービスの質向上を図るとともに、介護施設・通所介護等における人員配置の効率化が不可避と指摘。主なICT機器の例として、見守りセンサーや排泄予測デバイス、音声記録システムなどを提示した。

今回は新たに、人材紹介会社の規制強化にも言及している。5割の介護事業者が民間の人材紹介会社を活用しているが、年収の30%程度が手数料の相場水準となっているため高額の経費を支払っている点や、採用した人材の離職率が高い点を挙げたうえで、本来は職員の処遇改善に充てるべき公費が人材紹介会社に流出していることを問題視。人材紹介会社の「就職祝い金」の禁止など現行の規制に加え、手数料水準の設定など、他業界向けの紹介よりも厳しい対応が必要と提言した。

G7 長崎保健大臣会合開催記念 認知症シンポジウム開催

～厚生労働省

厚生労働省は5月11日、都道府県・市町村の介護保険担当課、ならびに各介護保険団体に、「G7 長崎保健大臣会合開催記念認知症シンポジウムの開催について」を事務連絡した(介護保険最新情報 Vol. 1151)。

これは、「新時代の認知症施策推進に向けた国際社会の連携」と題して、5月14日午前8時30分から10時30分まで開かれたシンポジウムの中で、「共生」と題したパネルディスカッションには、東京都健康長寿医療センターの鳥羽研二理事長、国際アルツハイマー病協会のパオラ・バルバリノー CEO らが参加。「リスク低減とイノベーション」と題したパネルディスカッションには、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の秋山治彦氏、UCL(University College London)のバート・デ・ストルーパー教授らが参加した。

今回のシンポジウムの背景には、2013年の英国G8認知症サミットで、「認知症に対して国際社会が連携して対応する」旨の共同声明が出され、以後10年間、国家戦略の策定、認知症施策に関する国際連携が進んできたことがある。

日本でも、G8認知症サミットの後継イベントにおいて発表された新オレンジプラン、その後継として2019年に策定された認知症施策推進大綱の下、「共生」と「予防」を両輪に、総合的な認知症施策が推進され、特に認知症の本人や家族からの発信、政策形成過程への参画が進んでいる。認知症に関する新しい治療薬開発も進展しており、本年のG7議長国の日本には、認知症対策についての国際連携の推進役となることが期待されている。

同シンポジウムについては、後日、アーカイブ配信を行う予定。

ICT 活用の介護認定審査会 恒常的实施が可能に

～厚生労働省

厚生労働省は5月8日、都道府県の介護保険担当主幹部(局)に、「ICT等を活用した介護認定審査会の開催について」を事務連絡した(介護保険最新情報 Vol. 1149)。

2020年2月28日付けの厚生労働省老健局老人保健課の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その2)」において、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により会議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の場所に集まって実施する必要がない旨が示されていた。

今回の事務連絡は、この取扱いについて、介護認定審査会の業務効率化や日程調整などの事務負担軽減の観点から、今後、新型コロナウイルス感染症対策に限らず実施できる旨を管内市町村へ周知することを要請したもの。

コロナ位置づけ変更 人員基準の臨時的な取り扱いを提示

～厚生労働省

厚生労働省は5月1日、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取り扱いについて」を、都道府県・指定都市・中核市の介護保険担当主管部(局)に事務連絡した。

具体的には、▽利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取り扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取り扱いについては、当面の間継続する、▽引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点および新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善などを踏まえ、より合理的な取り扱いに見直すことが適当なものについては、見直しを行ったうえで臨時的な取り扱いを継続する、▽新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取り扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取り扱いを今年5月7日をもって終了する——ことを整理して示した。

この取り扱いに遺漏のないよう、管内市町村の介護サービス事業所などに周知徹底を図ることを求めるとともに、取り扱いについては位置づけ変更後の状況などを踏まえて見直しを行う場合があることへの理解も促した。

技能実習廃止・新制度創設 中間報告書(案)を修正

～出入国在留管理庁

出入国在留管理庁は4月28日、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」(第7回)を開催し、現行の技能実習制度を廃止して新たな制度を創設するよう求める「中間報告書(案)」を提示した。

今回の会議では、前回の会議での「中間報告書(案)」に新たに加筆・修正が行われた箇所が示された。「第4 検討の方向性」では、技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について、労働力の需給調整の手段としてはならないという基本理念を掲げていることを追記。また、国の関与や外国人技能実習機構のあり方(存続の可否を含む)については、地方の中小・小規模事業者が必要とする人材を確保して育成するという観点から、所管省庁だけでなく自治体においても外国人が安心して暮らせる環境整備に向けた取り組みを検討すべきであることなどが書き加えられた。さらに、新たな制度では「管理監督や支援体制の在り方」に関する基本的な考え方として、「外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要」がある旨を新たに記載した。

今後は、中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行ったうえで、今秋を目途に最終報告書を取りまとめることになっている。